

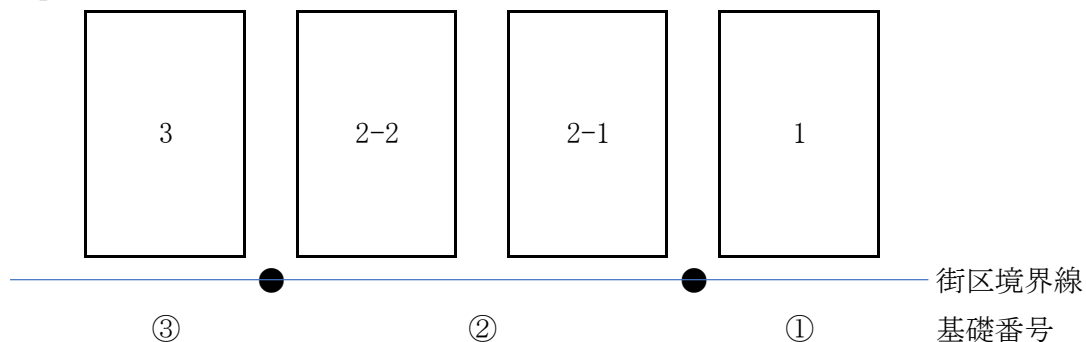
枝番号の付番方法の例

制度上やむを得ず同じ住居番号を付番している場合は、これまでの住居番号の後に枝番号を付け新たな住居番号にすることができます。
なお、以下のとおり枝番号を設定する例を示していますが、地形や進入路の配置などにより、例とは異なった付番をすることがあります。

※ 申請順に1から付番するわけではなく、実施基準に基づいて現地の宅地割等に応じて付番することになります。

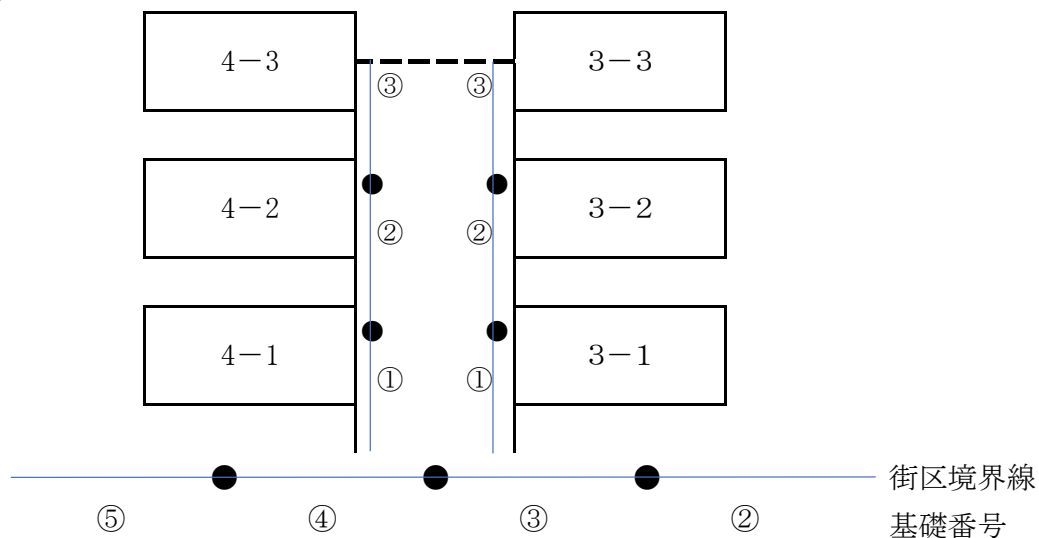
※ 以下の例で、基礎番号とは、街区の境界付近に一定の間隔で付けられる番号を言います。

【例1】



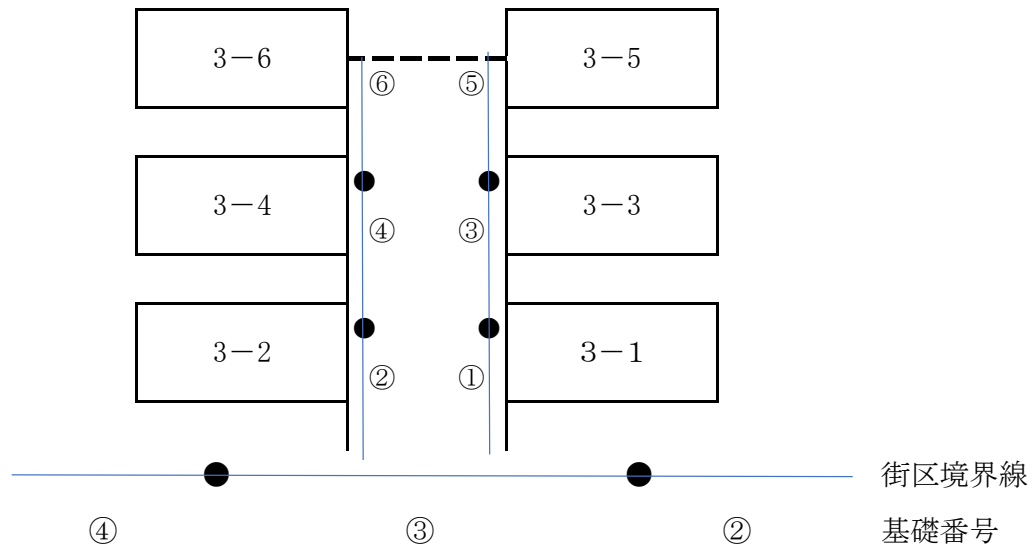
同じ基礎番号内に複数の建物が隣接している場合で、基礎番号の小さい順番に枝番号を設定する例

【例2】



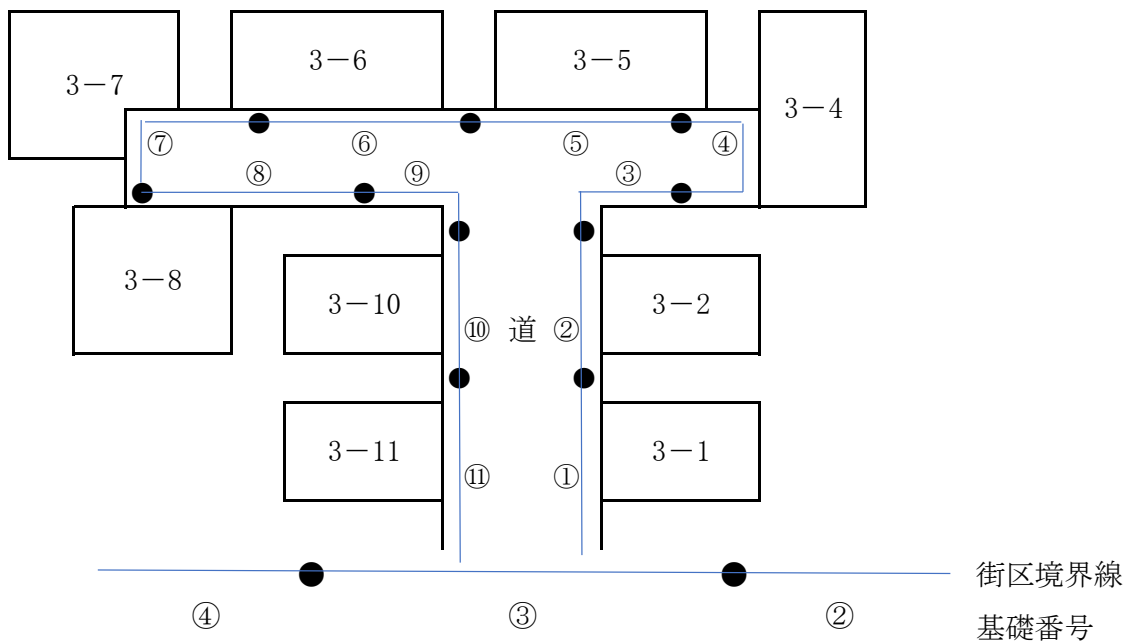
袋小路の両側がそれぞれ別の住居番号が付されている場合で、街区境界線に近い方から順番に枝番号を設定する例

【例3】



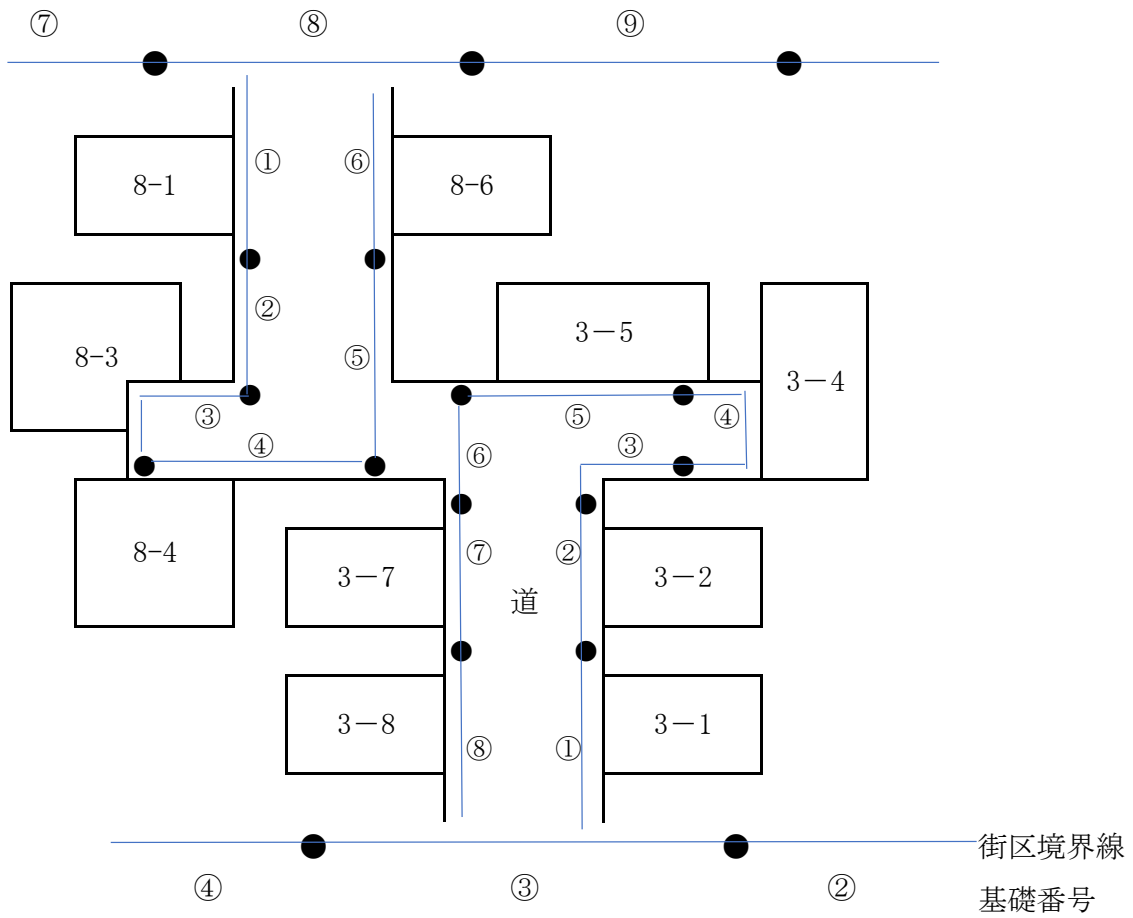
袋小路に沿って同じ住居番号を付してある場合で、基礎番号の小さい番号側を奇数、大きい番号側を偶数として街区境界線に近い方から順番に枝番号を設定する例

【例4】



内部で分岐している袋小路に沿って同じ住居番号を付している場合で、基礎番号に小さい番号に近い方から順番に枝番号を設定する例

【例5】



複数の進入路があり内部で分岐している小路で、小路に沿って同じ住居番号を付している場合は、進入路ごとに基礎番号の小さい番号に近い方から順番に枝番号を設定する例